

## 特定労務管理対象機関の指定について

### 1. 概要

令和6（2024）年4月以降、医療機関に勤務する医師が、上限水準（年間の時間外・休日労働時間が960時間）を超える時間外労働を行う場合は、医療機関勤務環境評価センターの評価を受け、県から特定労務管理対象機関の指定を受けることが必要。

### 2. 医療審議会及び地域医療支援会議の役割

#### 島根県医療審議会

県は特例水準の指定に当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。（新医療法第113条第5項）

→ 地域の医療提供体制の方針（医療計画等）との整合

#### 島根県地域医療支援会議

地域の医療提供体制は、医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）における議論との整合を確認すること。

（医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ（R2.12.22））



島根県医療審議会及び島根県地域医療支援会議において意見聴取を行う。

→ 島根県の医療提供体制との整合性や地域医療へ与える影響等について確認

### 3. 申請内容の確認

今回、島根大学医学部附属病院から、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）及び特定地域医療提供機関（B水準：救急医療）の申請が、また、島根県立中央病院から、特定地域医療提供機関（B水準：救急医療）の申請がなされた。

医療機関勤務環境改善評価センターによる評価結果通知書等を踏まえ、申請内容に対応した審査項目に沿って指定要件を満たしていることを確認したところであり、両病院を申請のとおり特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

### 4. 今後の予定

- R 6. 1月 特定労務管理対象機関の指定
- 2月 指定の公表（県ホームページ）

## 特定労務管理対象機関指定審査表（1）

### 連携B水準：特定地域医療提供機関（島根大学医学部附属病院）

連携B水準…地域の医療提供体制を確保するために、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間を通算するとA水準を超えざるを得ない場合。

・指定申請の診療科：麻酔科6名、循環器内科2名、消化器総合外科1名、心臓血管外科1名

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	地域の医療提供体制を確保するための県内医療機関への診療、宿日直等の派遣の実施を確認 【様式5：医師派遣の実施状況】	適
2	36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。	上記1のとおり	適
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。</li> <li>・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。</li> <li>・派遣先（副業先）に対する労働時間短縮の要請が記載されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師を含む関係者が参加する合議体である「医師・看護職員負担軽減検討委員会」で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成</li> <li>・労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載</li> <li>・兼業を行う医師について、必要に応じて医師の休息時間確保の協力を兼業先へ依頼</li> </ul> 【評価結果通知書】	適
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	「医師の労務管理に関する申合せ」と「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」を作成し、面接指導の実施体制と勤務間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備 【評価結果通知書】	適

5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	無違反 【誓約書】	適
<p>医師の派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められ、連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関は、地域における必要な医療提供を確保する使命を持ち、地域の医療機関からの医師派遣要請等に対して、島根県全域の医療需要を勘案して多数の医師の派遣を行っている。（令和5年度の医師派遣要請数は延べ約740件）</li> <li>・当該医療機関の医師は、県民により質の高い医療を継続的に提供しており、今後も、地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</li> </ul>	適

## 特定労務管理対象機関指定審査表（2）

### B水準：特定地域医療提供機関（島根大学医学部附属病院）

B水準…地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必要とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準を超えざるを得ない場合。

・指定申請の診療科：高度外傷センター 12名

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	三次救急医療機関	高度外傷センター、救命救急センター 【指定通知書】	適
	二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」	年間救急車受入台数は 2,728 件、年間での夜間・休日・時間外入院件数は 2,458 件であり、医療計画においても救急医療の確保のために必要な役割をになうと位置づけられた医療機関 【様式 2：証明書】	
2	36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。	上記1のとおり	適
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。</li> <li>・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師を含む関係者が参加する合議体である「医師・看護職員負担軽減検討委員会」で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成</li> <li>・労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載 【評価結果通知書】</li> </ul>	適

4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	「医師の労務管理に関する申合せ」と「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」を作成し、面接指導の実施体制と勤務間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備【評価結果通知書】	適
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	無違反【誓約書】	適
B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関は、高度外傷センターを開設し、県内全域を対象として交通事故をはじめとする不慮の事故により、重傷、中等症以上の専門的な外傷治療が必要な患者に対して治療を行い、救命率の向上を図っている。</li> <li>・当該医療機関の医師は、県民により質の高い医療を継続的に提供しており、今後も、地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</li> </ul>	適

## 特定労務管理対象機関指定審査表（3）

### B水準：特定地域医療提供機関（島根県立中央病院）

B水準…地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必要とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準を超えざるを得ない場合。

- ・指定申請の診療科：病理組織診断科 1名、循環器科 7名、整形外科 5名、救命救急科 8名、集中治療科 1名

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	三次救急医療機関	高度救命救急センター指定 【指定通知書】	適
	二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」	年間救急車受入台数は 3,913 件、年間での夜間・休日・時間外入院件数は 3,258 件であり、医療計画においても救急医療の確保のために必要な役割を担うと位置づけられた医療機関 【様式2：証明書】	
2	36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。	上記1のとおり	適
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。</li> <li>・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師を含む関係者が参加する合議体である「安全衛生委員会」で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成</li> <li>・労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載</li> </ul> 【評価結果通知書】	適

4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	「医師の労務管理に関する申合せ」と「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」を作成し、面接指導の実施体制と勤務間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備 【評価結果通知書】	適
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	無違反 【誓約書】	適
B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関は、県内全域をエリアとした高度・特殊・専門医療や救急医療、大規模災害、原子力災害などの医療対応等の政策医療の実施、地域医療に対する積極的な支援などを行っている。また、高度救命救急センターとして、特殊疾病患者を含むすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れている。</li> <li>・当該医療機関の医師は、県民により質の高い医療を継続的に提供しており、今後も、地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</li> </ul>	適